

## 長岡京市国民保護計画の改正の概要について

令和4年4月  
防災・安全推進室

今回の改正については、国民保護に関する基本指針、京都府国民保護計画の変更及び市地域防災計画との整合性や市の組織改正を踏まえた変更が必要なため、主に下記の6項目について改正するとともに、統計数値等の資料等について、所要の改正を行うものです。

### 項目1：Jアラートの整備及び平素からJアラートによる情報伝達とミサイル落下時の行動の周知に努める

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要なことから、下記のポイントについて改正を行います。

#### 改正のポイント

- 警報の内容の伝達方法について、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備、活用する旨を追記します。
- 武力攻撃災害への対応訓練や避難訓練、様々な情報伝達手段を用いた周知について努める旨を追記します。
- 平時から、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、J－ALERTの情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について周知に努める旨を追記します。

### 項目2：緊急情報ネットワークシステム（Em-net）による情報伝達と市民への周知

項目1に加えて、市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、下記のポイントについて改正を行います。

#### 改正のポイント

- 警報の内容の伝達方法について、全国瞬時警報システム（J－ALERT）とともに具体的に緊急情報ネットワークシステム（Em-net）等の活用する旨を追記します。
- 全国瞬時警報システム（J－ALERT）によって情報が伝達されなかった場合に、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る旨を追記します。

### 項目 3：武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報を安否情報システムにより知事へ報告

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたって、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を考慮し、個人情報の保護及び報道の自由に十分配慮して行うこととしていますが、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める必要があることから、下記のポイントについて改正を行います。

#### 改正のポイント

- 府に対する報告方法について、原則として、安否情報システムを利用する旨を追記します。
- 同システムが使用できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含みます。）を、電子メールで府に送付します。なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行うこととする旨を追記します。

### 項目 4：武力災害時における避難行動要支援者名簿の活用

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関しては、必要な事項について定める必要があるとともに、項目 1 及び 2 でも述べたとおり、市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ確かな伝達及び通知を行うことが極めて重要です。

また、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うことは、市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める必要があることから、下記のポイントについて改正を行います。

#### 改正のポイント

- 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮が特に必要となります。そのため、市は避難住民の誘導にあたって、平素から、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難対策を講じる旨を追記します。
- 避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者班」を迅速に設置できるよう職員の配置に配慮する旨を追記します。
- 警報の内容の伝達においては、避難行動要支援者となる高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮が特に必要なことから、福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める旨を追記します。
- 避難行動要支援者名簿を活用しながら、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、介

護保険制度関係団体及び障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う旨を追記します。

#### 項目 5 : 国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるための必要な事項について定めており、国・府の現地対策本部が設置された場合は、市から連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。国の現地対策本部長が武力攻撃事態等対策協議会を開催した場合の参画方法について定める必要があることから、下記のポイントについて改正を行います。

#### 改正のポイント

- 国の現地対策本部長が武力攻撃事態等対策協議会を開催する場合には、市は当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める旨を追記します。

#### 項目 6 : 地域防災計画に基づく原子力災害への対応

市は、武力攻撃災害への対応においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しつつ他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対応に関して基本的な事項を、定めておく必要があることから、下記のポイントについて改正を行います。

#### 改正のポイント

- 関西電力(株)高浜発電所(福井県高浜町)、大飯発電所(福井県大飯町)等の原子力施設が、武力攻撃災害を受けた場合における対応等について、状況に応じて、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定めに準じた措置を講じる旨を追記します。
  - (ア) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
  - (イ) モニタリングの実施
  - (ウ) 住民の避難等の措置
  - (エ) 国への措置命令の要請等
  - (オ) 安定ヨウ素剤の配布

その他、統計数値の資料等について、所要の改正を行います。